

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表補助対象経費の欄第4項第1号中「ちゅう房設備」を「ちゅう房設備の設置又は交換」に改め、同表補助対象経費の欄中第5項第1号中「トイレの簡易水洗化」を「トイレの簡易水洗化、洋式化又は暖房便座化」に改め、同項第2号中「空調設備」を「空調設備の設置」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 手すり、雨戸若しくは窓サッシの設置又は交換

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。